

令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

令和 6 年 6 月 日

(名称) 木更津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木更津市はJR内房線が千葉方面から館山方面を結び市内に 2 駅、JR久留里線が木更津駅から東の上総亀山方面を結び市内に 5 駅あり、両路線は木更津駅で結節しており、路線バスについては、JR木更津駅を中心に放射状に運行している。

木更津市の東に位置する富来田地区は、地区の中央部をJR久留里線と路線バスが運行しているものの、東西に延びる交通がない。富来田地区は木更津市の約 1/3 を占める広大な面積を有しているが、家屋が点在しているほか、人口減少・高齢化が進んでいる地域であり、運転免許返納の促進と幹線交通に通じる公共交通の整備が住民の日常生活に必要不可欠である。

そのような中、平成 30 年 3 月に地域に唯一あったスーパーが閉店したことから、住民の生活の足の確保が喫緊の課題となり、地域の需要に合った公共交通を整備するため、令和 2 年 7 月から地域住民により「ふくちゃんバス（自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送））」が開始され、1 年間の実証運行を経て、令和 3 年 7 月から一部運行内容を見直し、本格運行へ移行した。

上記のように公共交通網が存在しない富来田地区の住民がふくちゃんバスを利用することで、国庫補助対象である地域間幹線系統（以下、「補助幹線系統」という。）である路線バス馬来田線の停留所（横田上宿（尾張屋横田店））に接続でき、沿線の病院や木更津市中心部に行けるようになる。また同じく、補助幹線系統である路線バス姉ヶ崎線の停留所（大稲、真里、馬来田駅前、茅野）に接続することにより、市原市への移動も可能となる。加えて、JR久留里線馬来田駅への接続により、木更津市中心部や上総亀山方面への移動が可能となる。

以上のことから、買い物や通院などの地域住民の日常生活のため、地域公共交通確保維持事業により、ふくちゃんバスを確保・維持することで、住民の生活交通の手段を存続させていくことが必要である。

なお、これまで幹線交通へ接続する交通が無かったこと、運行本数が少なく乗り継ぎが不便であったこと、人口減少・高齢化の進展などから路線バスの利用者は減少を続けたことから、地域内を運行する路線バス 3 路線のうち木更津駅に接続する中郷・富岡線は令和 3 年 7 月 1 日に、馬来田線は令和 3 年 10 月 1 日に路線を短縮し、富来田地区内を運行しなくなった。そのためふくちゃんバスは、地域の公共交通として非常に重要な役割を担っている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・感染症拡大防止対策上、1 台当たり 2 名までの乗車として、1 日延べ 7 名程度の利用を目標に運行し、月延べ 50 名の利用を目指す。
- ・前年度比 1 %以上の収支率の増加を目指す。

(2) 事業の効果
ふくちゃんバスを維持することにより、富来田地区の住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、鉄道や路線バスなど幹線交通に接続することによって、住民の移動の幅が広がり、特に高齢者の買い物・通院が容易になるなど、外出促進及び地域の活性化に繋がる。 ※出典：木更津市地域公共計画 62, 63 ページ「3. 1. 5 現状の路線バス等の必要性・有効性」
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・運行主体と市が定期的に会議を開催し、利用状況や移動需要を踏まえた利用促進策や運行内容の検討を行い、必要に応じて随時見直しを行い、地域の需要に合わせた運行を目指す。(富来田地区まちづくり協議会、木更津市) ・利用登録者に対し定期的にお知らせを送付し、継続的な利用を促す。(富来田地区まちづくり協議会) ・また、当運行について公民館だよりによる自治会への周知や利用者による近隣住民への口コミにより、新たな利用者の増加を図る。(利用者、富来田地区まちづくり協議会) ※出典：木更津市地域公共計画 72 ページ「計画目標③新たな交通システムの導入」
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
(運行経費見込み) 1, 345, 000 円／年 人件費、ガソリン代、通信費、自動車保険料、車両点検費等 (運行事業者負担額見込み) 486, 000 円／年 (国庫補助額見込み) 429, 000 円／年 (市補助額見込み) 430, 000 円／年 ・運行経費から国庫補助額を差し引いた差額の一部を、木更津市から運行事業者（富来田地区まちづくり協議会）へ補助することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・運行日数や運行内容、登録者や利用者に関する実績・情報を、地域公共交通活性化協議会の事務局である市に報告（毎月）。 ・運転手を含めた運行者と市による定期的な打合せの実施（毎月）。 ・運行状況や実績について、地域公共交通活性化協議会で報告。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
開催状況 ・令和4年度 - 第1回 開催日：令和4年4月18日（月） 議 題：令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について - 第2回 開催日：令和4年8月9日（火） 議 題：木更津市地域公共交通網形成計画の評価（進行管理）について - 第3回 開催日：令和4年11月9日（水） 議 題：木更津市地域公共交通計画（素案）について - 第4回 開催日：令和5年2月2日（木） 議 題：木更津市地域公共交通計画（案）について ・令和5年度 - 書面開催 決議日：令和5年6月16日決議 内 容：令和6年度地域公共交通確保維持事業の認定申請について承認 - 第1回 開催日：令和5年7月7日（金） 議 題：富来田地区自家用有償旅客運送の運行内容（目的地）変更について - 第2回（書面開催） 決議日：令和6年1月26日決議 議 題：木更津市地域公共交通網形成計画最終評価について ・令和6年度 - 第1回 開催日：令和6年6月27日（木） 議 題：令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

19. 利用者等の意見の反映状況

利用者やその家族からは現在の運行について満足という声が上がっている。
しかしながら、利用者の需要は個人、家庭、社会などの状況とともに変化するものであるため、運行者が利用者を対象に個別にヒアリングを実施して地域の需要を確認し、必要に応じて運行内容を見直し、持続可能な運行を図るため、運行主体と市が定期的に会議を開催して情報共有と改善を図ることを、目標の達成するために行う事業に組み込んでいる。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県木更津市富士見 1-2-1

(所 属) 木更津市企画部地域政策室

(氏 名) 深野 敦嗣

(電 話) 0438-23-7426

(e-mail) chiiki@city.kisarazu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
木更津市	富来田地区 まちづくり協議会	(1) ふくちゃんバス		富来田 地区		往 km 復 km	80日	304回			区域運行	①	以下の通り補助対 象地域間幹線系統 と接続 ・茅野、馬来田駅 前、真里、大稲(姉 ヶ崎線) ・横田上宿(馬来田 線)	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	木更津市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,854
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
木更津市地域公共交通計画	令和5年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表1（別添） 1・運行システムの概要

路線バス

- シーアイタウン線
- 八幡台ニュータウン線（循環以外）
- 真舟・君津中央病院線
- 八幡台ニュータウン線（循環A・B）
- 馬來田線
- 太田循環線
- 中郷線
- 高倉アカデミア線
- 清見台団地線
- イオンモール木更津線
- 潮見線

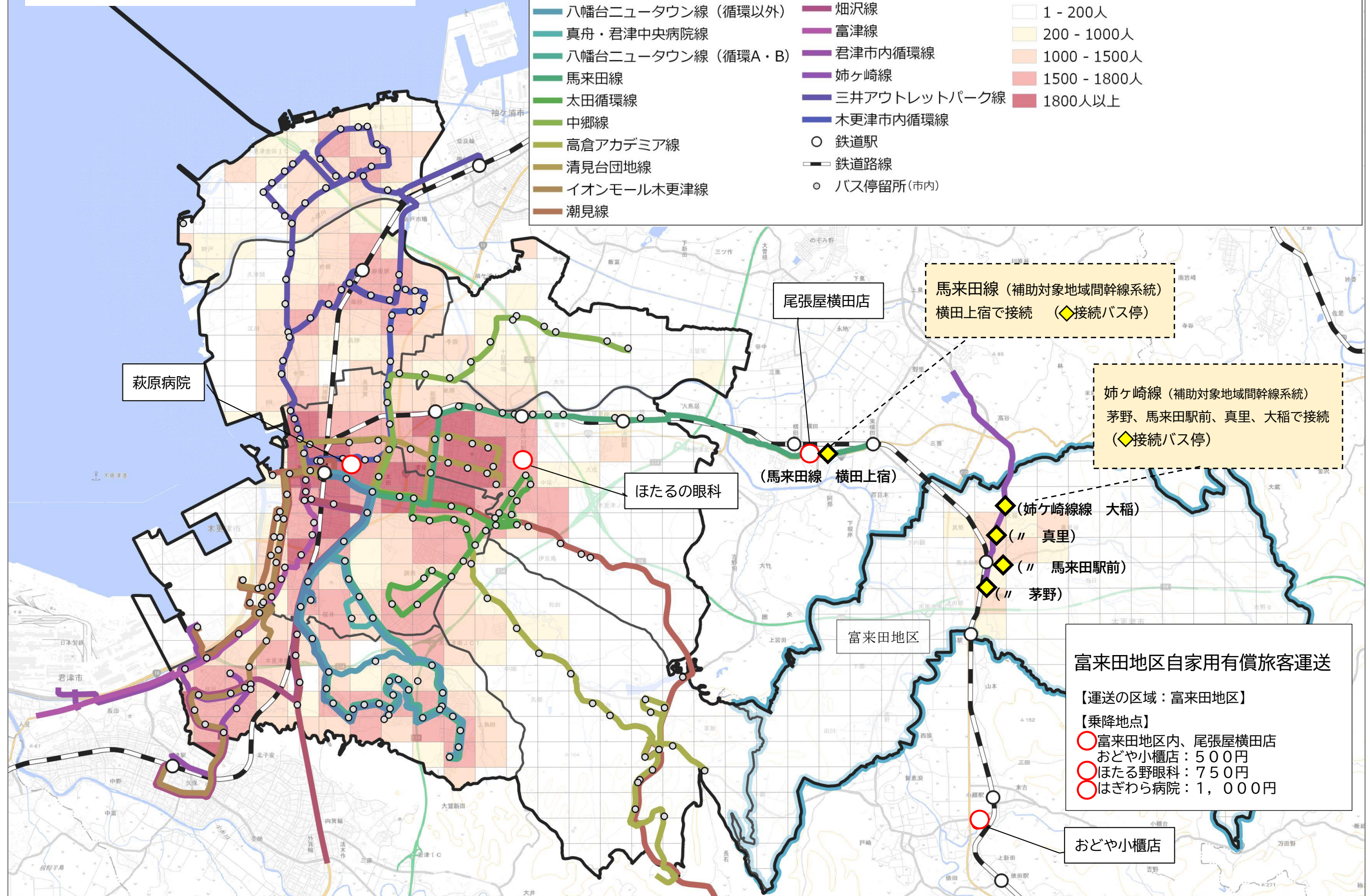
- 木更津鴨川線
- 三島線
- 畑沢線
- 富津線
- 君津市内循環線
- 姉ヶ崎線
- 三井アウトレットパーク線
- 木更津市内循環線

- 鉄道駅
- 鉄道路線
- バス停留所(市内)

自家用有償旅客運送（ふくちゃんバス）運行地区

人口メッシュ（500m）

- 1 - 200人
- 200 - 1000人
- 1000 - 1500人
- 1500 - 1800人
- 1800人以上



2. 運行の内容

1. 法的な位置づけ	自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条第 2 項）
2. 利用対象者	富来田地区在住者で事前登録をした方
3. 運行区域	富来田地区全域
4. 乗降地点	尾張屋横田店、おどや小櫃店、ほたるの眼科、はぎわら病院 ※乗降地点相互の移動は不可
5. 予約日	利用週の月曜日 ※電話にて予約
6. 運行日	水曜日、金曜日 ※ただし、年末年始及び月に 1 週、運転手の健康管理のため計画運休を行う。 $(52 \text{ 週} / \text{年} \times 2 \text{ 日} / \text{週}) - (2 \text{ 日} \times 12 \text{ 月}) = 80 \text{ 日} / \text{年}$ 運行
7. 運行便数	3.8 便／日 ※ただし、予約の状況によって変動あり。
8. 運行形態	予約（デマンド）による区域運行型輸送サービス
9. 運行時間帯	概ね午前 9 時から午後 4 時で設定 ※ただし、通院の時間帯によっては可能な範囲で早朝便を運行。
10. 乗降方式	自宅から目的地へのドア・トゥ・ドア

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送の

運行回数の算出根拠について

1. 運行期間

令和4年10月1日～令和5年9月30日

2. 運行状況

運行日数 110日

運行便数 427便

3. 運行回数

運行便数／運行日数＝3.8回（小数点第2位以下切り捨て）

4. 令和7年度計画運行回数

80日×3.8回＝304回

表 5（別添）人口集中地区以外の地区を示す地図

